

資料

資料

1 上尾市介護保険事業計画等推進委員会に係る資料

(1) 上尾市介護保険事業計画等推進委員会条例

上尾市介護保険事業計画等推進委員会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画（次条において「介護保険事業計画等」という。）の推進に関し必要な事項を調査審議するため、上尾市介護保険事業計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 介護保険事業計画等に基づく施策の実施状況に関すること。
- (3) その他介護保険事業計画等の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 保健又は医療に携わる者
- (3) 社会福祉事業に携わる者
- (4) 介護保険の被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年2月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成15年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 第9期委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
1号委員 (市議会の議員)	新藤 孝子	上尾市議会 令和3年12月31日まで	
	新道 龍一	上尾市議会 令和3年12月31日まで	
	轟 信一	上尾市議会 令和5年12月31日まで	
	長沢 純	上尾市議会 令和5年12月31日まで	
	浦和 三郎	上尾市議会 令和6年1月10日から	
	斎藤 哲雄	上尾市議会 令和6年1月10日から	
2号委員 (保健又は医療に携わる者)	伊波 潔	上尾市医師会	委員長
	藤村 作	上尾市医師会	
	湯本 千秋	埼玉県北足立歯科医師会	
	藤井 由実子	上尾伊奈地域薬剤師会	
	高橋 由莉	訪問看護ふくしのまち上尾	
	佐々木 陽介	介護老人保健施設 エルサ上尾	
3号委員 (社会福祉事業に携わる者)	細野 紀江子	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会	
	杉浦 佑介	特別養護老人ホーム ご福あげお	
	相田 美枝子	上尾市原市北地域包括支援センター	
4号委員 (介護保険の被保険者)	高橋 正一	上尾市自治会連合会	副委員長
	嶋田 泰雄	上尾市いきいきクラブ連合会	
	大山 和俊	一般公募	
	佐々木 好文	一般公募	

(3) 議事経過

日程	議事
[令和3年度 第1回] 令和3年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について ・令和3年度の施設（県指定分）整備方針について ・その他
[令和4年度 第1回] 令和4年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の重点プロジェクトの進捗状況について ・上尾市高齢者実態把握アンケート調査について
[令和4年度 第2回] 令和5年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態把握アンケート調査の経過報告について ・基盤整備計画の状況について
[令和5年度 第1回] 令和5年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態把握アンケート調査から見えてきた現状と課題 ・第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）
[令和5年度 第2回] 令和5年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗 ・第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案
[令和5年度 第3回] 令和6年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民コメント等による素案の修正について ・第9期計画期間の介護保険料について

2 策定に係る法律

(1) 老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(略)

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(2) 介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(略)

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(略)

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条の 2 第 1 項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

(市町村認知症施策推進計画)

第 13 条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第 3 項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 介護保険サービスの内容と量の見込み

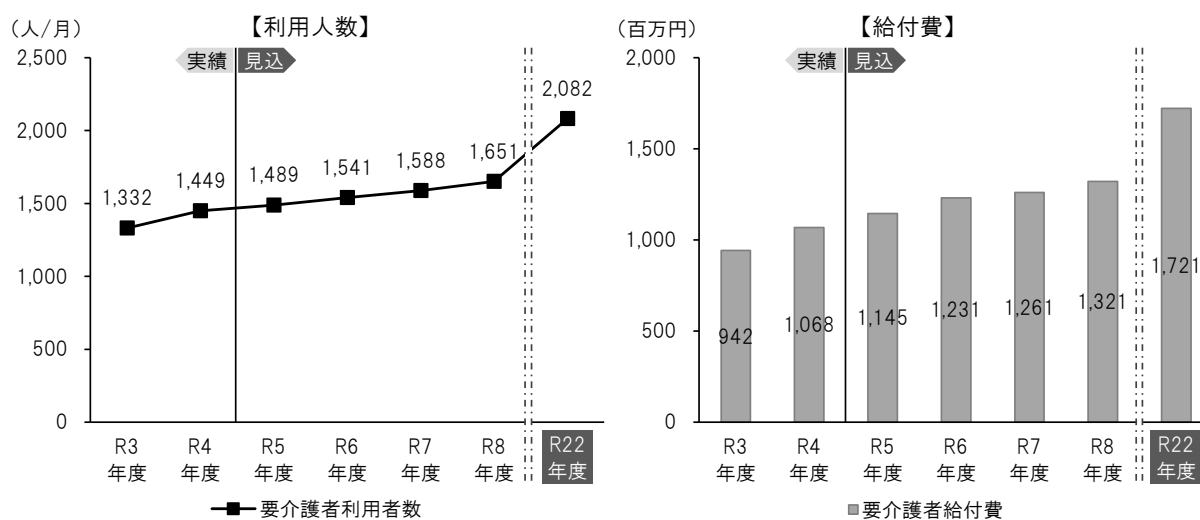
(1) 居宅サービス

① 訪問サービス

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

■ 給付実績と第9期計画以降の推移



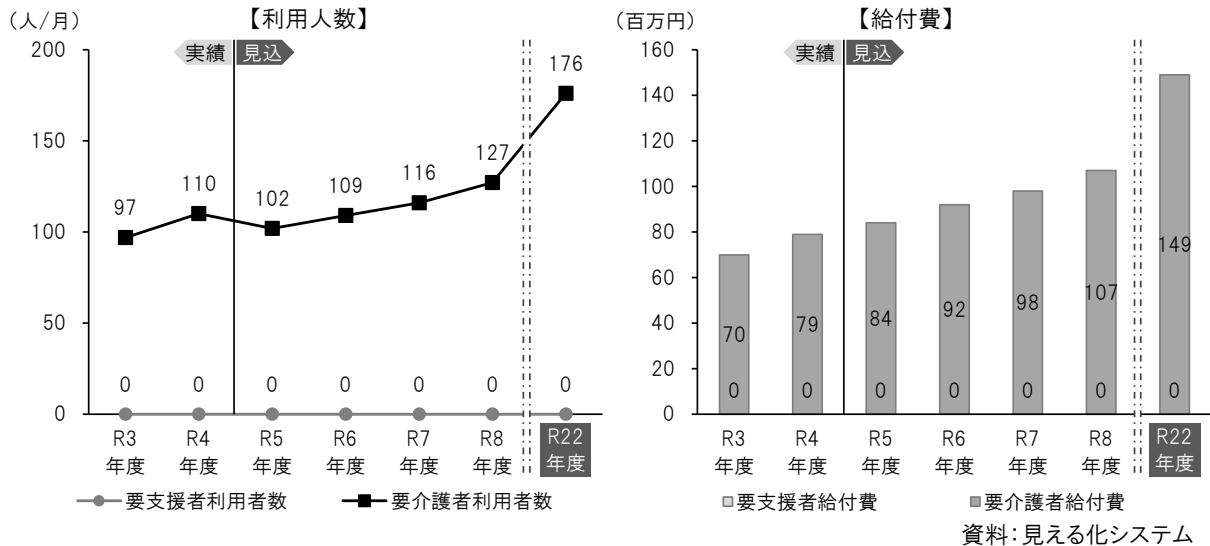
資料：見える化システム

※令和5年度の数値は、年度途中の実績に基づく月平均値(以下、同様)

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりの人などの居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴の介助を行うサービスです。

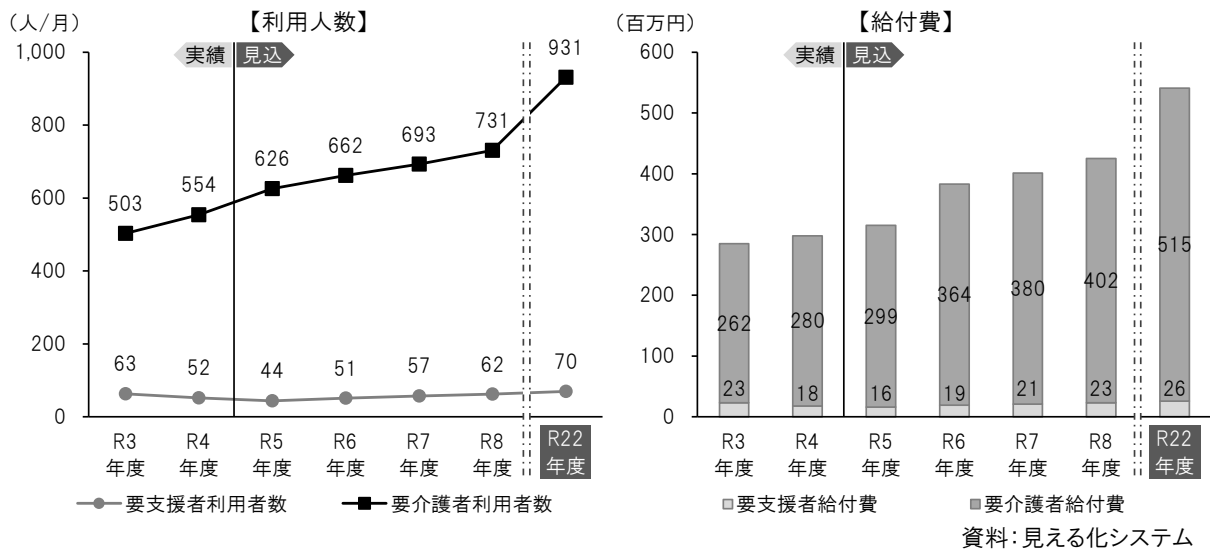
■給付実績と第9期計画以降の推移



ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

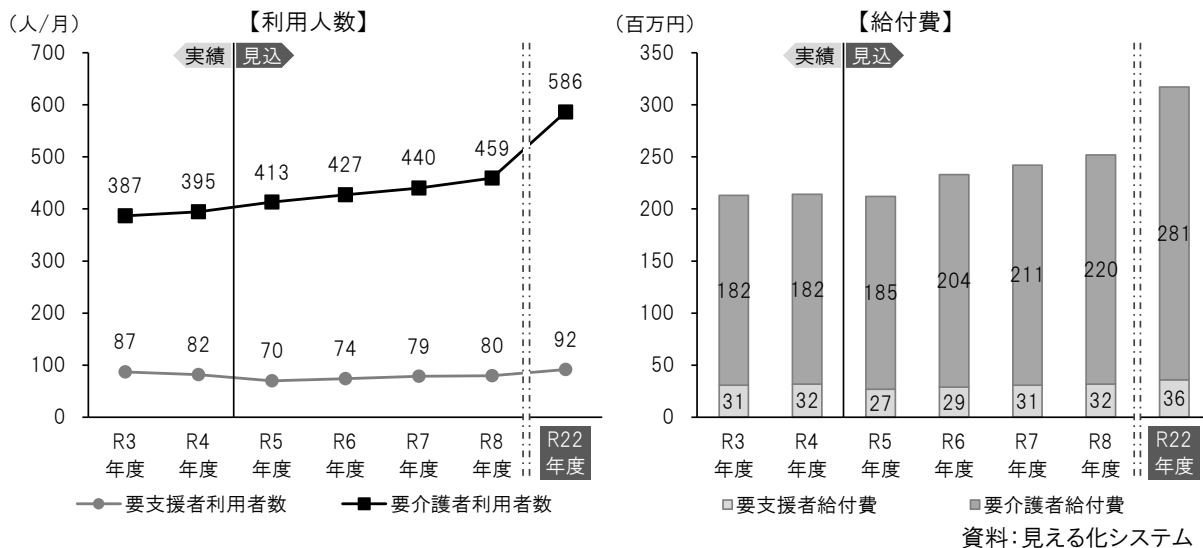
■給付実績と第9期計画以降の推移



エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

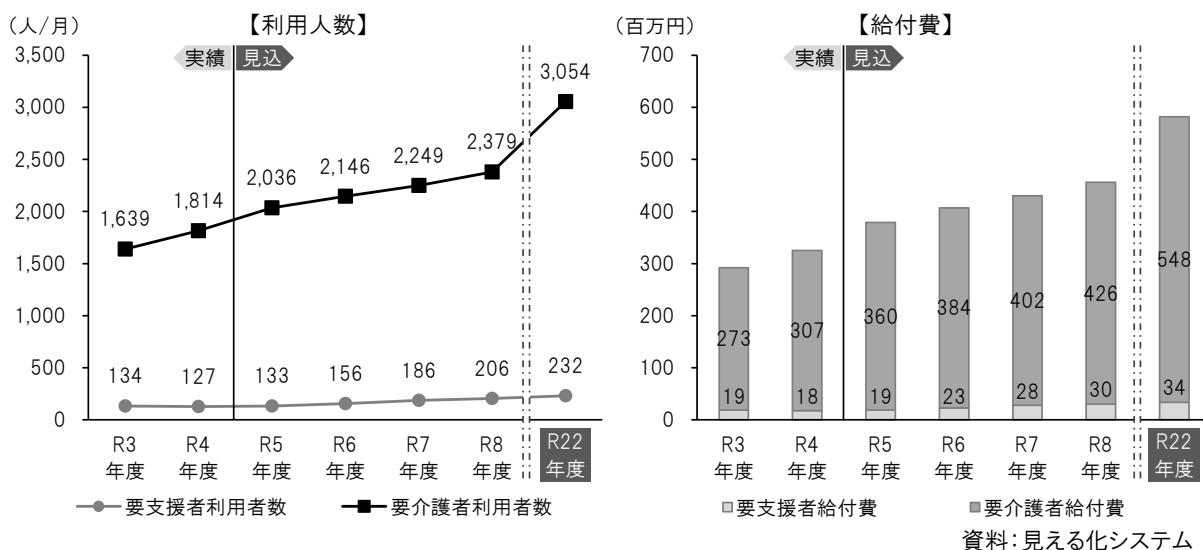
■給付実績と第9期計画以降の推移



オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

■給付実績と第9期計画以降の推移

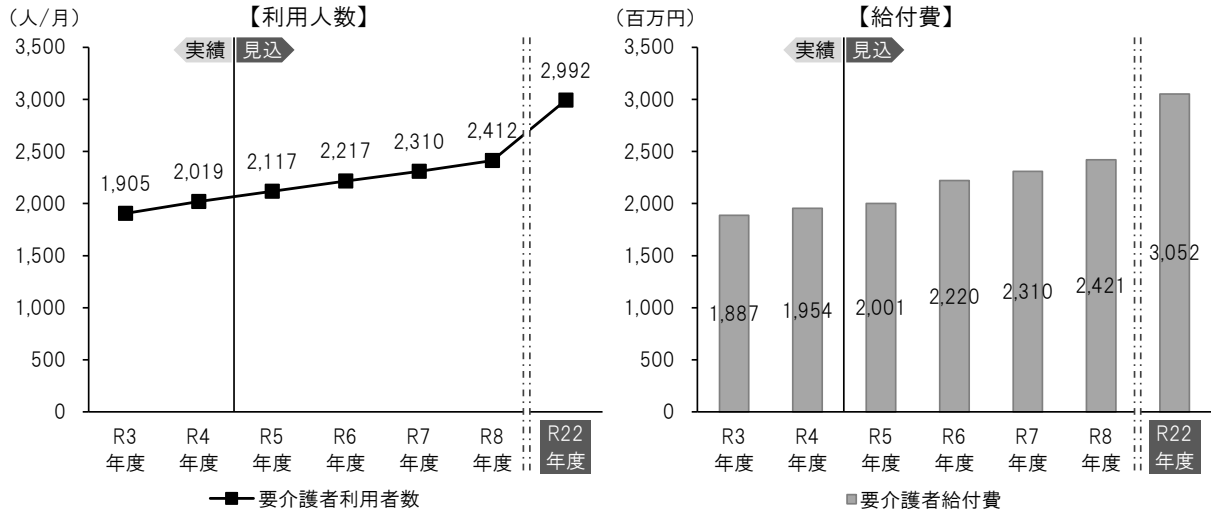


②通所サービス

ア 通所介護（デイサービス）

通所介護施設において、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

■給付実績と第9期計画以降の推移

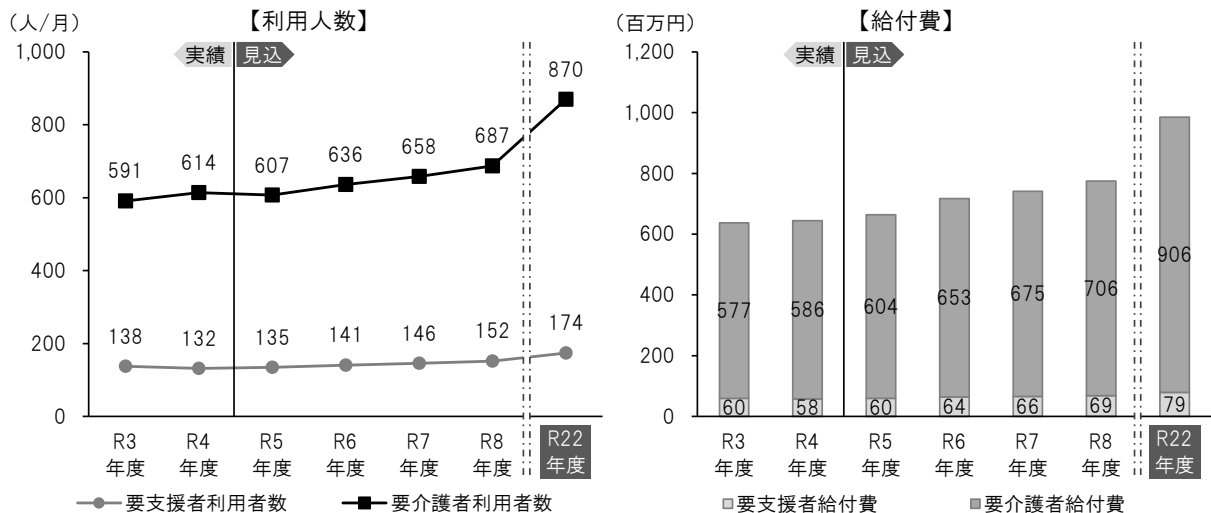


資料：見える化システム

イ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

■給付実績と第9期計画以降の推移



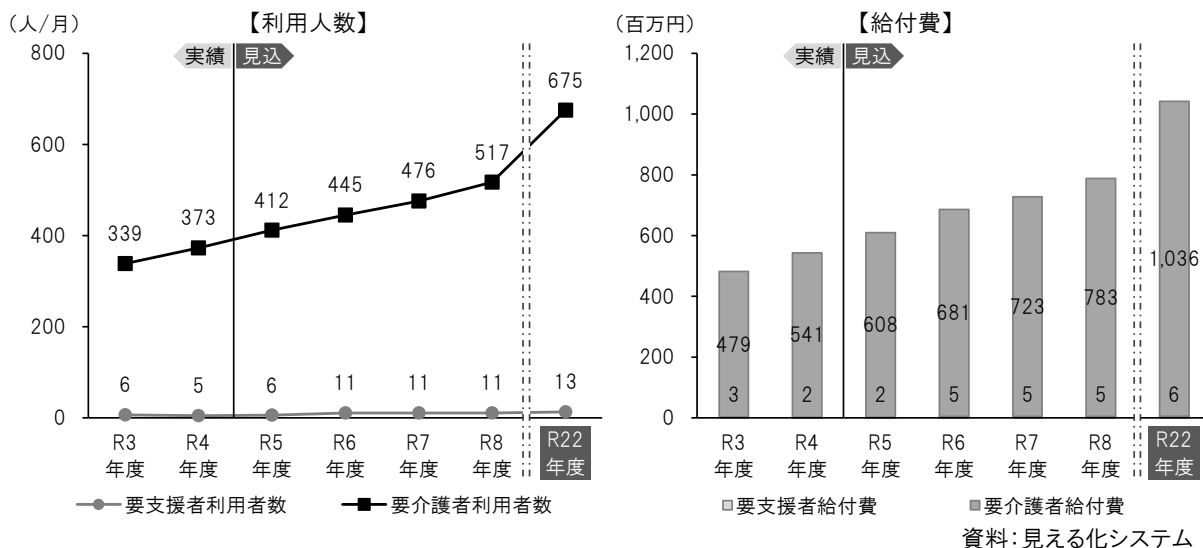
資料：見える化システム

③短期入所サービス

ア 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

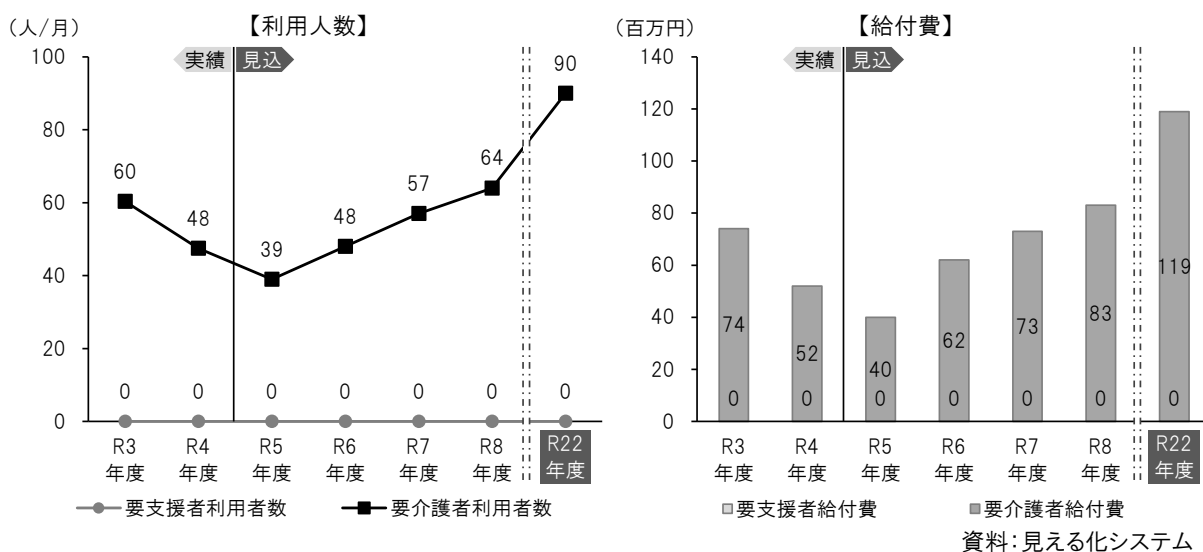
■給付実績と第9期計画以降の推移



イ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等において、短期入所の間、看護や医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の援助などを行うサービスです。

■給付実績と第9期計画以降の推移

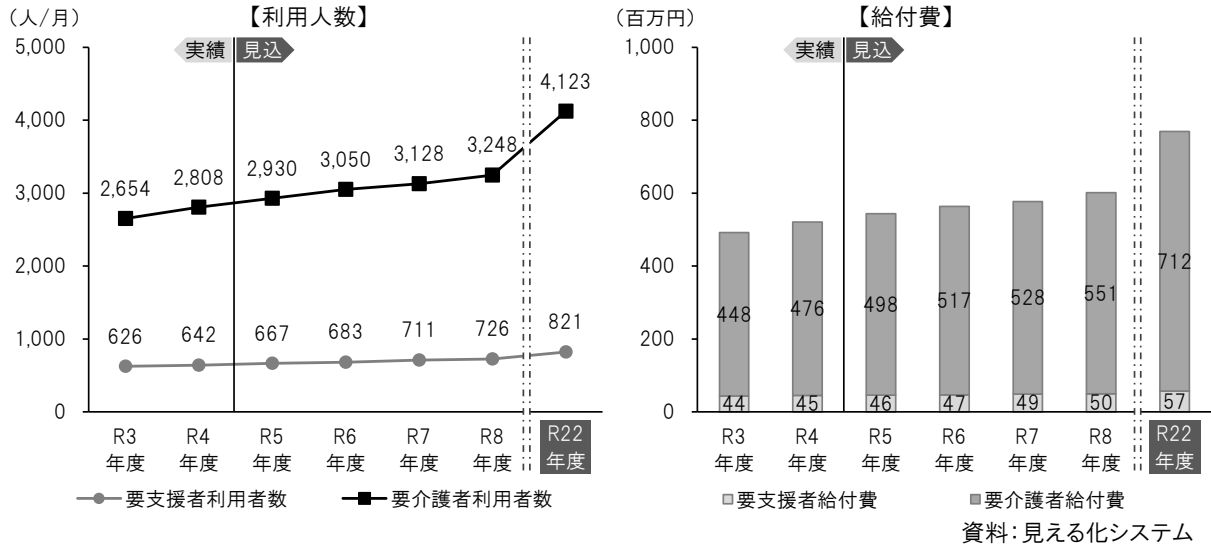


④福祉用具・住宅改修サービス

ア 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車椅子、特殊ベッドなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービスです。

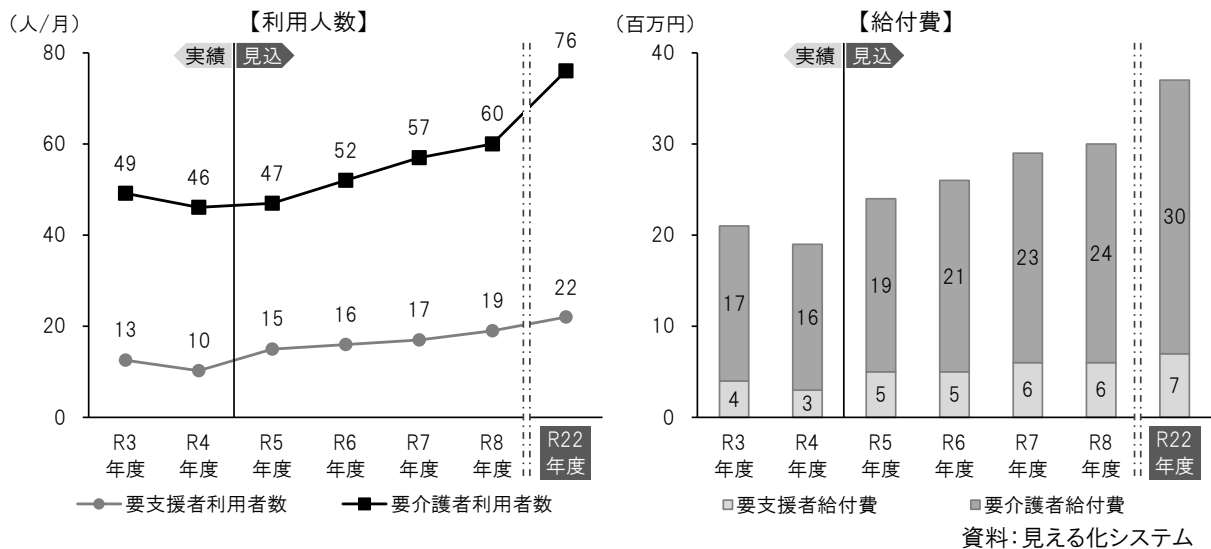
■給付実績と第9期計画以降の推移



イ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。

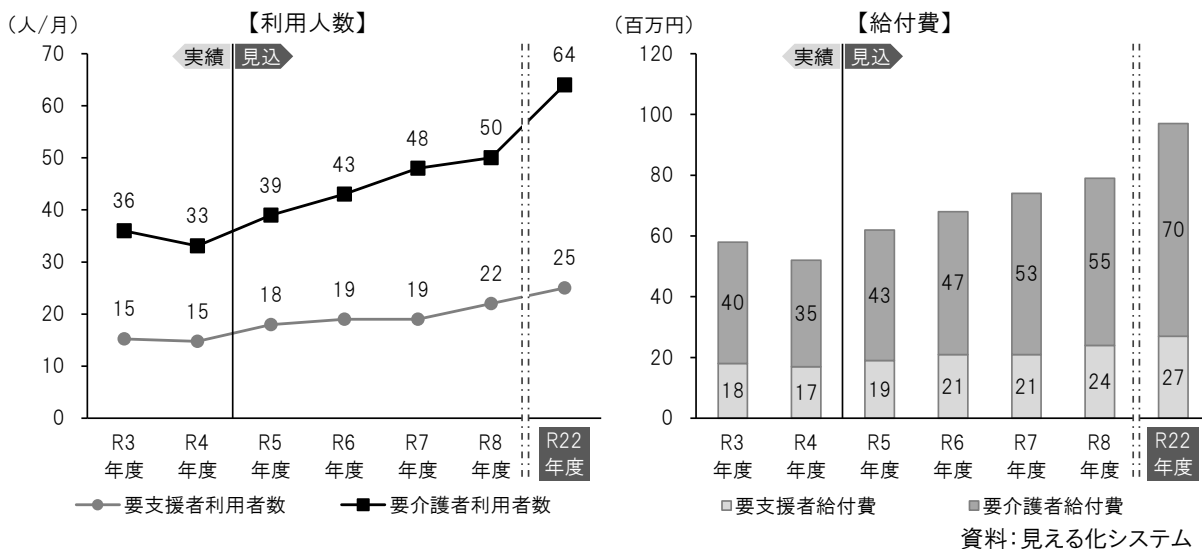
■給付実績と第9期計画以降の推移



ウ 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

居宅の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修費を支給します。

■給付実績と第9期計画以降の推移

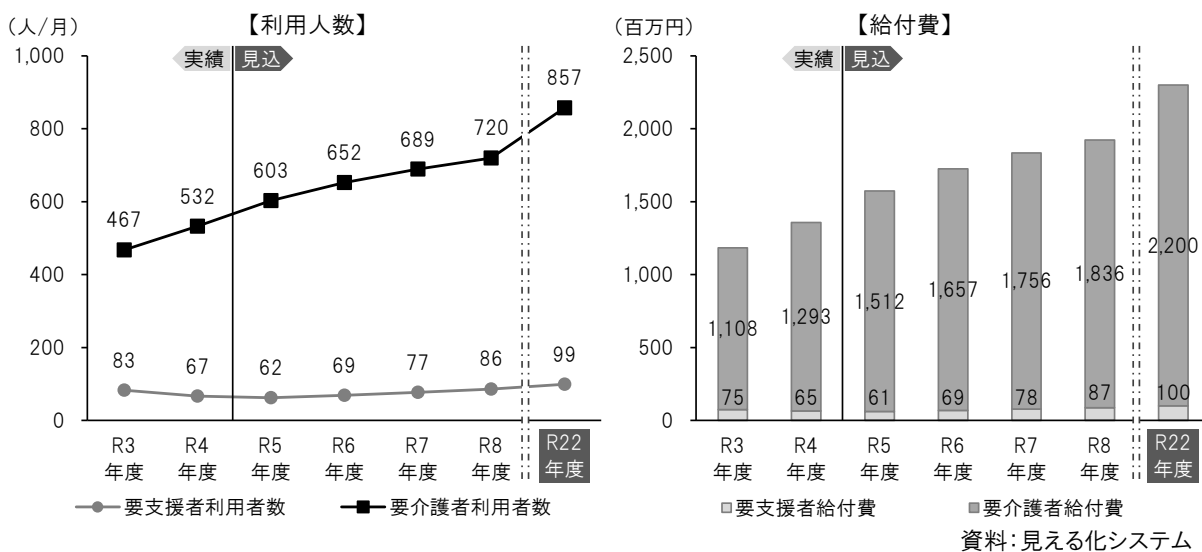


⑤ その他のサービス

ア 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（介護付き有料老人ホーム等）の入居者に対し、ケアプランに基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助などを行うサービスです。

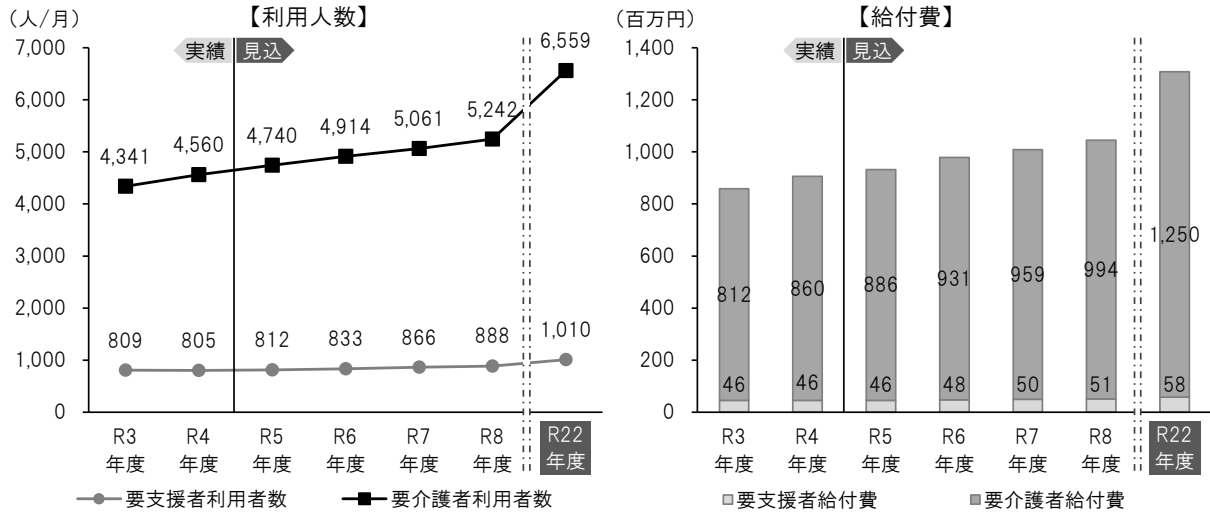
■給付実績と第9期計画以降の推移



イ 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員などがケアプランを作成し、ケアプランに基づき、介護サービスの提供が確保されるよう、介護事業所との連絡調整を行います。

■給付実績と第9期計画以降の推移

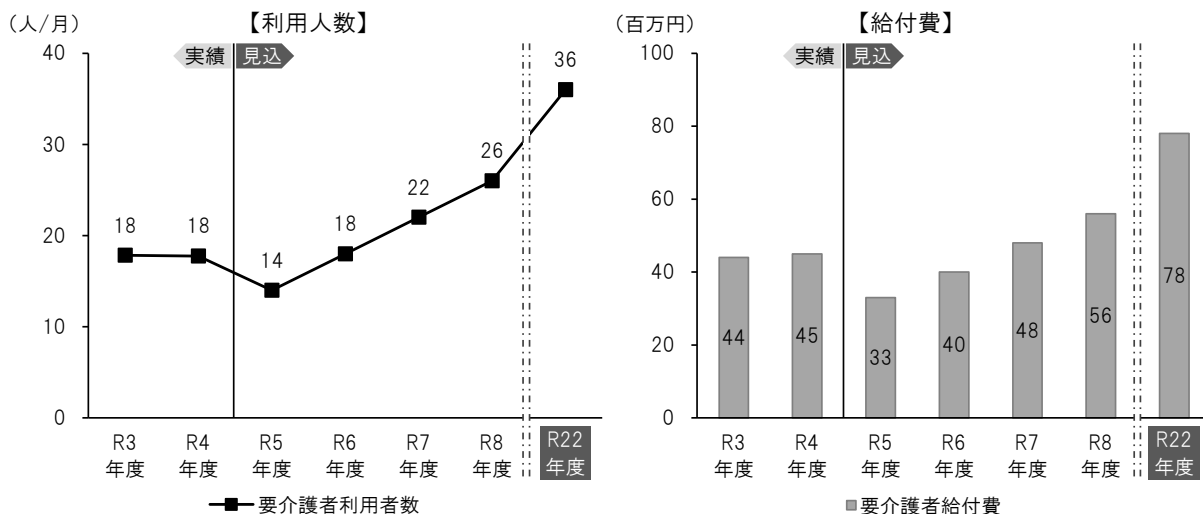


(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスを一体的に提供するサービスです。

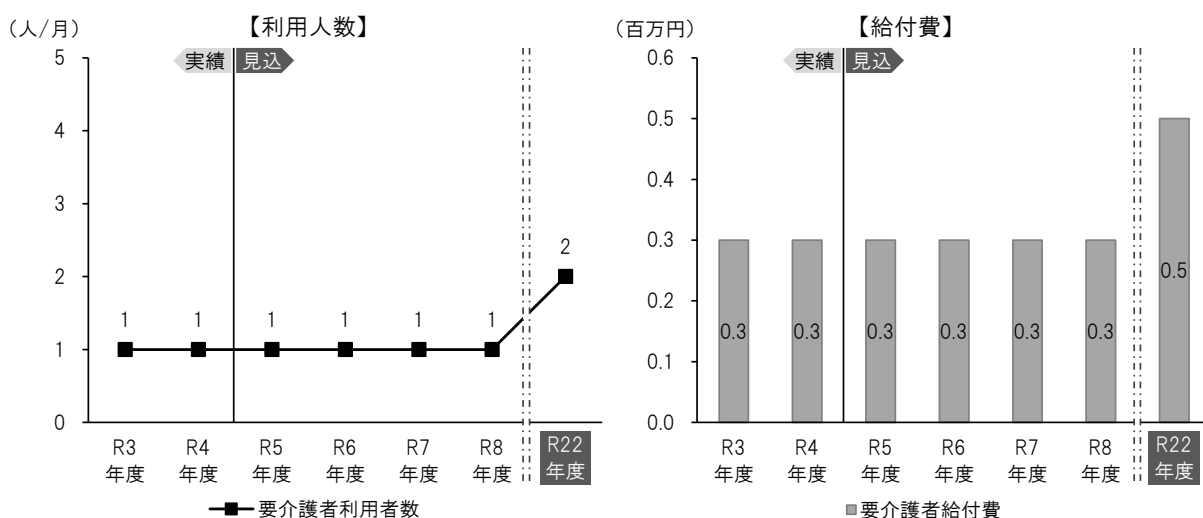
■ 給付実績と第9期計画以降の推移



② 夜間対応型訪問介護

排せつケアを中心に定期的な巡回訪問や随時通報システムを組み合わせる夜間専用の訪問介護サービスです。

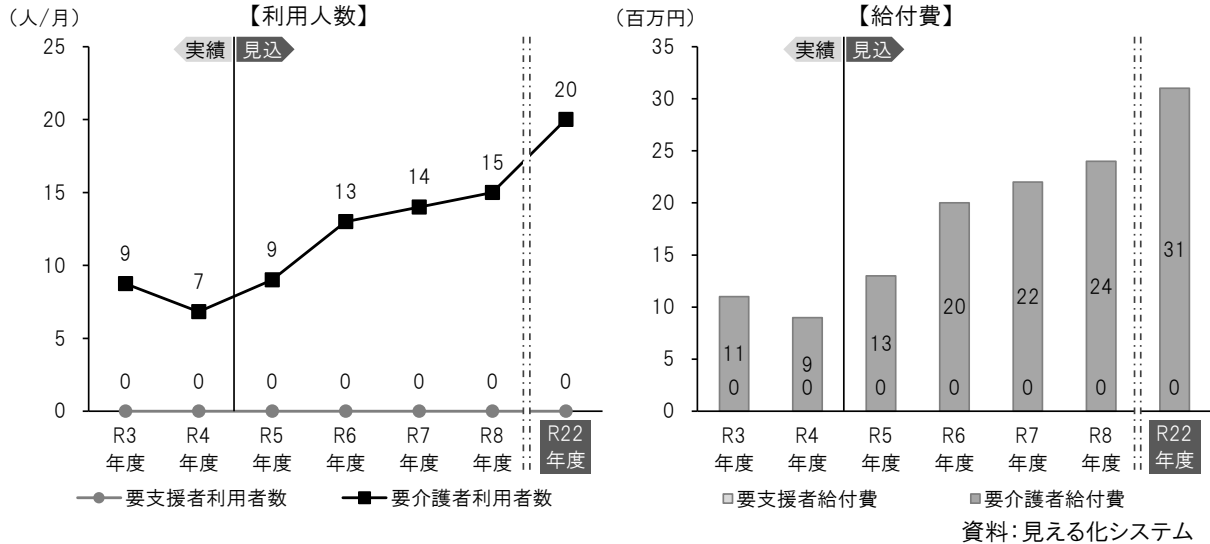
■ 給付実績と第9期計画以降の推移



③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に認知症専門のケアを提供する通所介護サービスです。

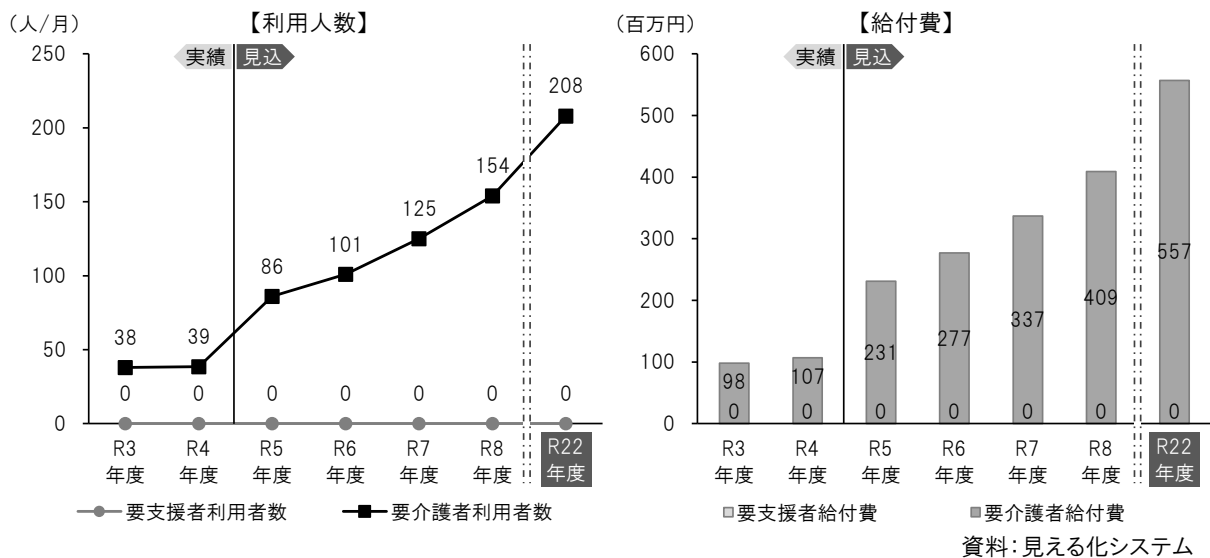
■給付実績と第9期計画以降の推移



④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて提供する多機能サービスです。

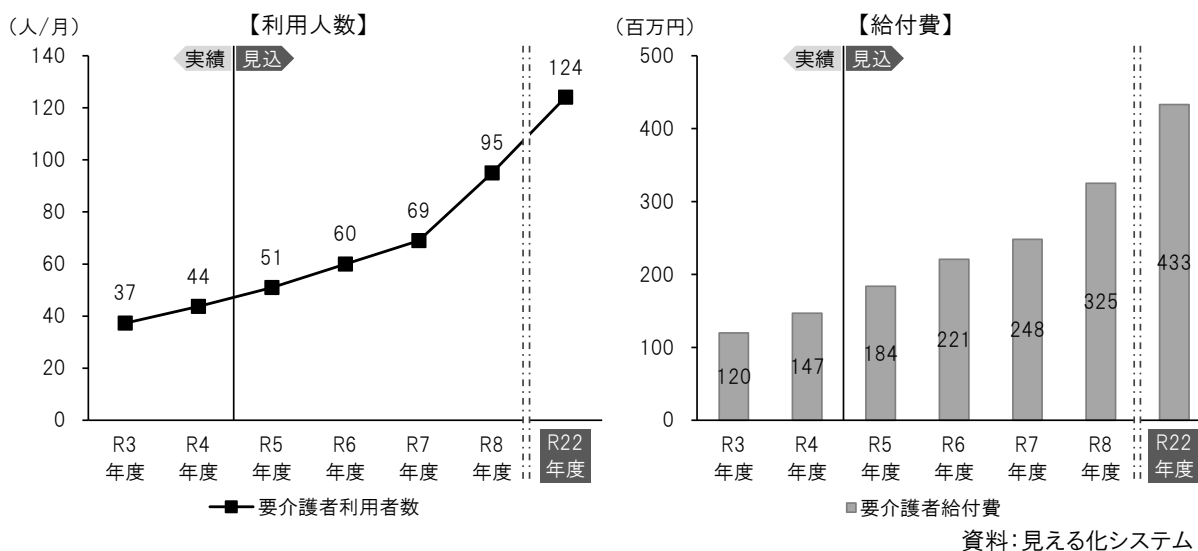
■給付実績と第9期計画以降の推移



⑤看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助（訪問看護）を行うサービスです。

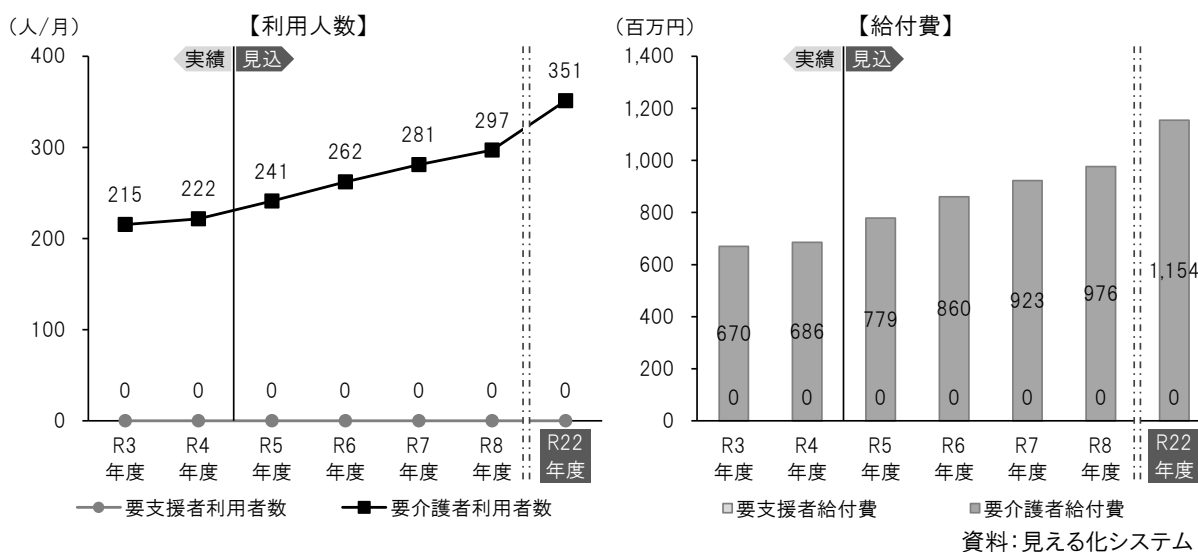
■給付実績と第9期計画以降の推移



⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護を必要とする認知症の人が少人数（定員9人以下）で共同生活をする場で、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

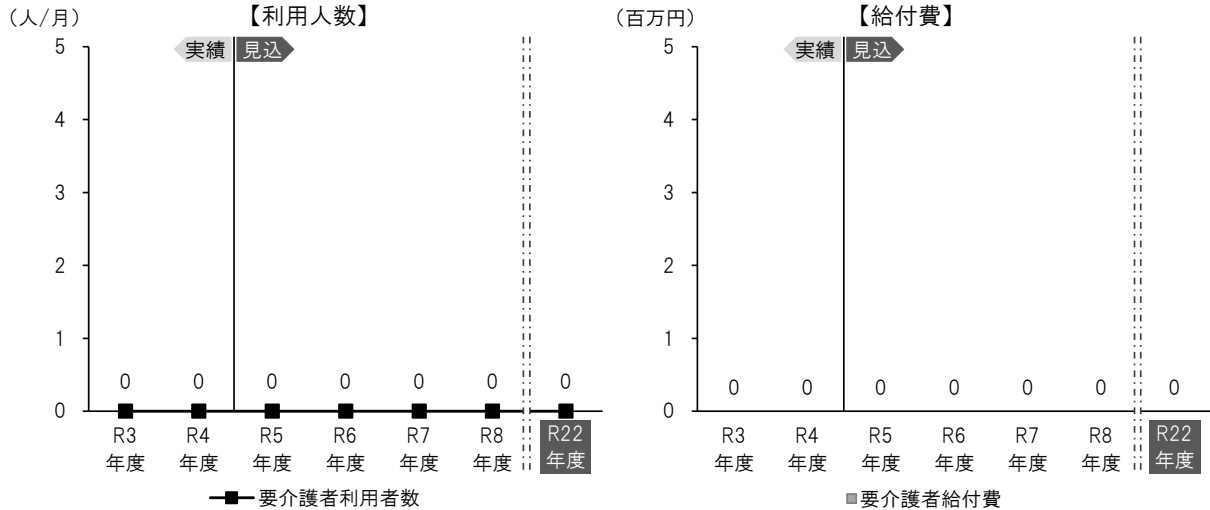
■給付実績と第9期計画以降の推移



⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

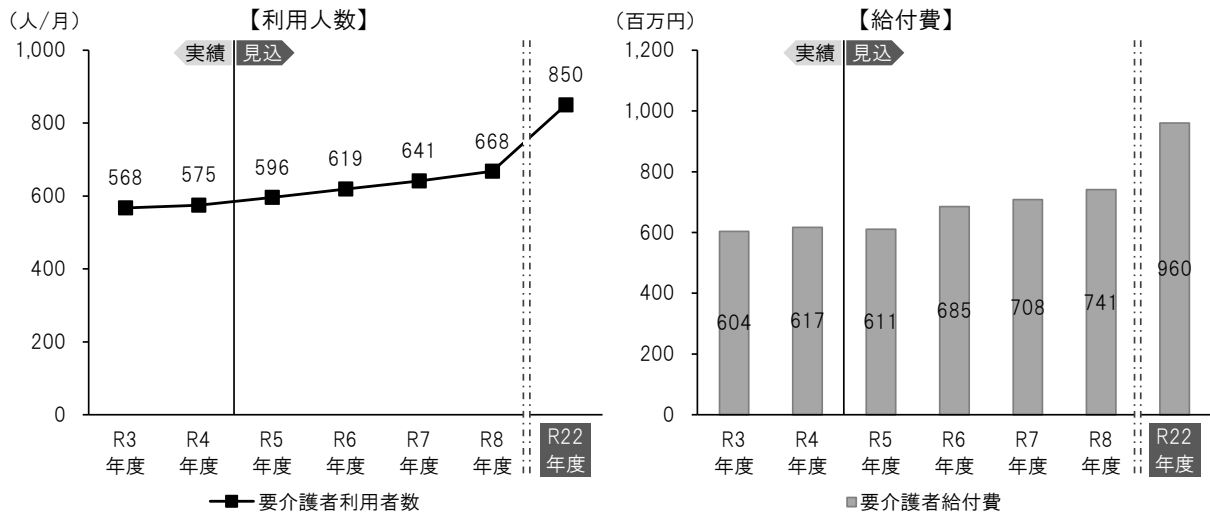
■給付実績と第9期計画以降の推移



⑧地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。

■給付実績と第9期計画以降の推移

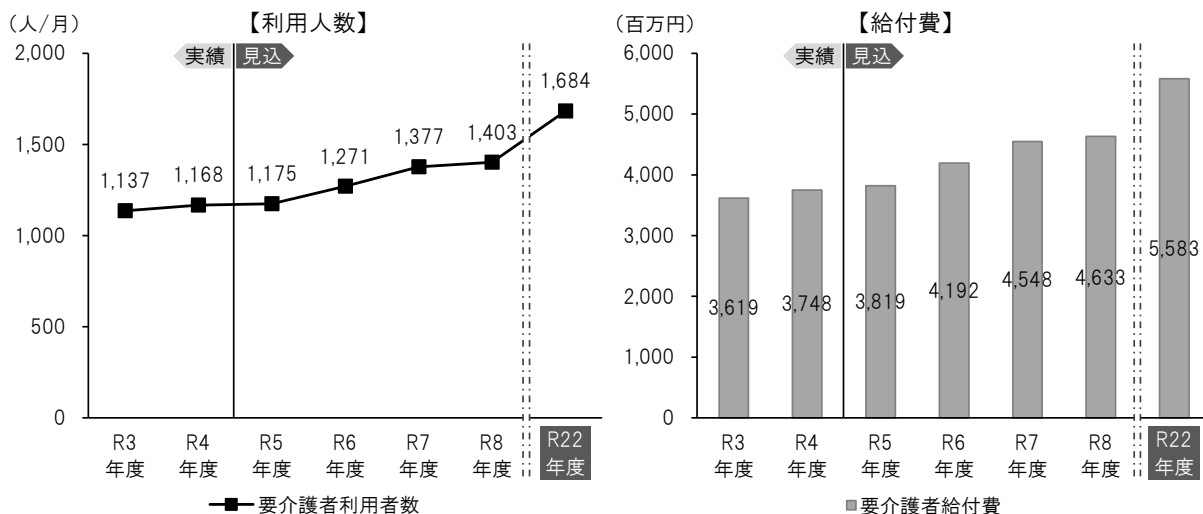


(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での介護が困難な人に、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行う入所施設です。

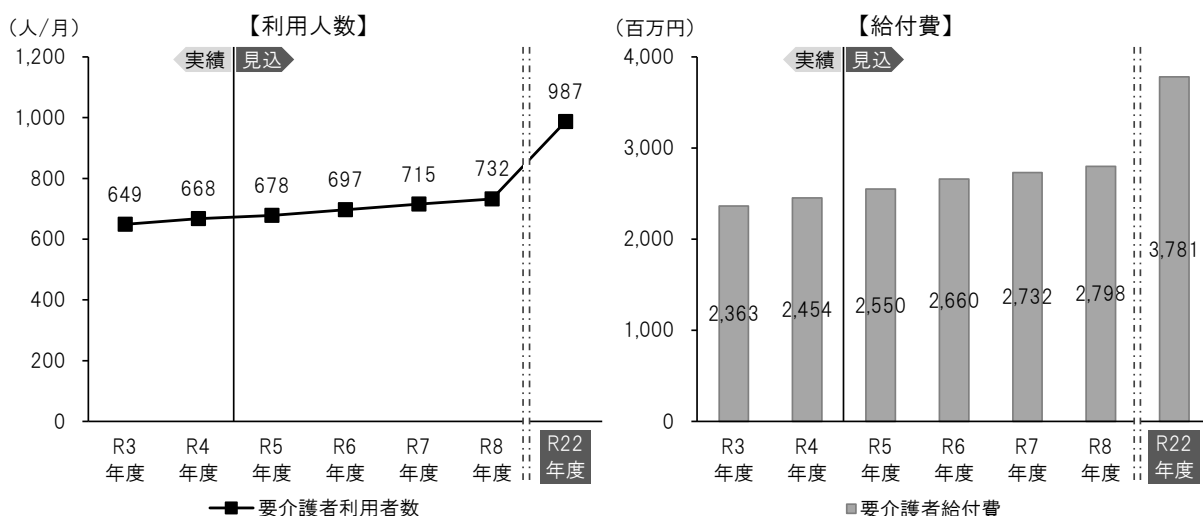
■給付実績と第9期計画以降の推移



②介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるよう、リハビリテーションに重点をおいた医療ケアが必要な人に、医学的管理下での介護、機能訓練などを行う入所施設です。

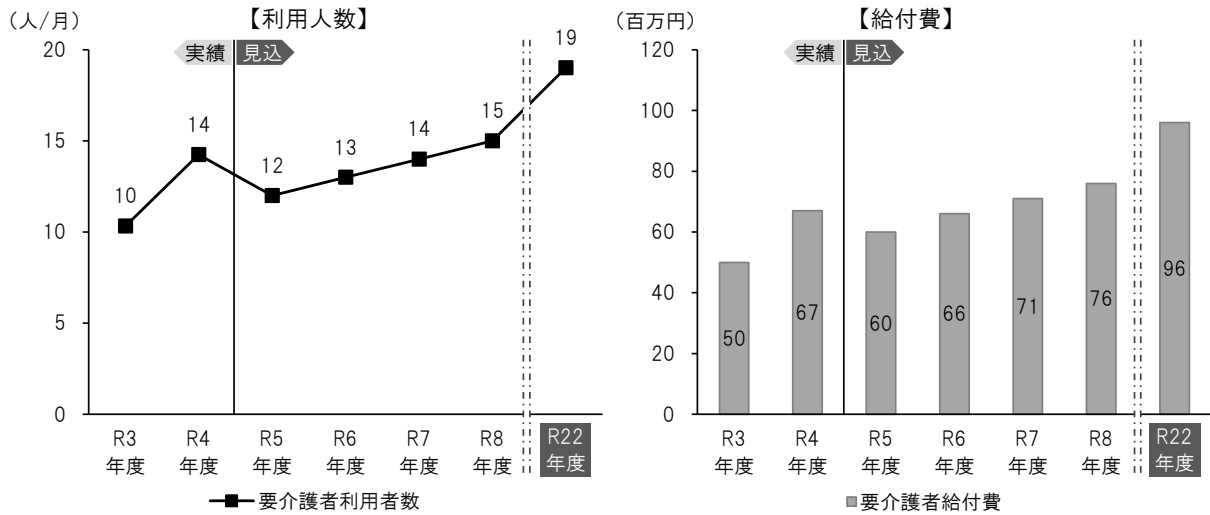
■給付実績と第9期計画以降の推移



③介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

■給付実績と第9期計画以降の推移



4 用語解説

用語	解説
あ行	
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。
上尾市介護給付適正化計画	国が発出する『「介護給付適正化計画」に関する指針』に基づき、上尾市における介護給付の適正化（介護を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、適切に提供すること）に向けて、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めたもの。
上尾市健康増進計画	すべての市民が健やかで心豊かに生活できるよう、市民や各種団体、事業者、行政が連携して地域保健活動を強め、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るための各種施策を示した計画。
上尾市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画	上尾市国民健康保険の被保険者の健康保持増進に資することを目的として、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画。
上尾市障害児福祉計画	「児童福祉法」に規定する市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。
上尾市障害者計画	「障害者基本法」に規定する市町村障害者計画として、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障害者に関する施策を示した計画。
上尾市障害者支援計画	障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう、上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画、上尾市障害児福祉計画を一体的に位置付けたもの。
上尾市障害福祉計画	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する市町村障害福祉計画として、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な福祉サービスや相談支援等が計画的に提供できるよう必要量を見込んだもの。
上尾市食育推進計画	市民一人一人が「食」に対する意識の向上、健全な食生活を営み、心身の健康増進を図ることを主な目的とした計画。
上尾市成年後見制度利用促進基本計画	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について定める基本的な計画。
上尾市総合計画	本市が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくために、将来の目指す姿やまちづくりの方向性を示し、市民、事業者、行政が行動していくための指針となる最上位計画。
上尾市地域福祉活動計画	上尾市地域福祉計画と連携協働し、地域住民及び福祉・保健などの関係団体や事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画。

用語	解説
あ行	
上尾市地域福祉計画	「社会福祉法」により、市の地域を基盤に、地域住民の自立した生活を支えることを目的として、社会福祉サービスや地域福祉活動の目標を一体的に定め、その目標を実現するための手法や手順を明らかにする計画。
上尾市認知症施策推進計画	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の定める認知症施策推進基本計画及び埼玉県認知症推進計画を基本として、市の実情に即して定める計画。
アセスメント	評価及び再評価のこと。福祉分野においては、援助を受けている対象者の状態や容態を評価・再評価することを指す。
NPO	Non-Profit Organization（非営利団体）の略。ボランティア活動や公益的な事業を実施する団体で、収益を構成員に分配せず活動する民間の組織。
EBPM	Evidence Based Policy Making（証拠にもとづく政策立案）の略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。
オレンジカフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
オレンジコーディネーター	チームオレンジの立ち上げや運営に対する支援等を行う役割を担う。市では各地域包括支援センターに配置している。
か行	
介護家族会	在宅で介護をする家族等が互いに交流を図ることで共感や安心感を得たり情報交換を行う場。
介護休業制度	労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するための休業のこと。対象は家族を介護する男女の労働者（日々雇用を除く）で、対象家族は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できる。
介護支援専門員	ケアマネジメントを行う資格取得者のことで、「ケアマネジャー」ともいう。介護保険制度上、ケアプランの作成は、介護支援専門員が行うこととされている。
介護助手	介護保険施設・事業所等において、介護職員をサポートする職種で、身体介護などの専門的な業務以外の仕事を担う。
介護報酬	介護保険制度において、介護サービス事業者や施設が利用者にサービスを提供した場合、対価として事業者を支払われる報酬を指す。
介護保険給付費等準備基金	上尾市介護保険給付費等準備基金条例に基づき、介護保険の運営の過程で生じた余剰金等を積み立て、保険給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合に備えて運用するもの。
介護保険事業状況報告	介護保険事業の実施状況についての国の統計のこと。

用語	解説
か行	
介護予防・日常生活支援総合事業	地域支援事業のひとつとして、地域の高齢者を対象に、その人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業。介護保険の要支援認定を受けた人及び基本チェックリストで事業対象者と認定された人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」で構成される。
介護離職	親などの介護を理由として離職すること。
家族介護教室	在宅で介護をする家族等に対して、地域包括支援センターが介護知識・技術の伝達や介護サービスの利用方法、介護者ネットワークの紹介、虐待防止に関する教育などを行うもの。
基本チェックリスト	生活機能の低下を早期に発見し、利用者の意向や状態に応じた介護予防や生活支援サービスにつなげるため、厚生労働省が作成した「運動器・口腔・栄養・認知症・閉じこもり・うつ」に関する6分野25項目の質問票のこと。
キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。
ケアプラン	ケアマネジメントにより作成された計画のこと。居宅等の要介護者に対しては、本人や家族の生活に合わせた1週間ごとの介護計画を中心とした内容となる。
ケアマネジメント	介護サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況を把握した上で、本人が望む生活を送れるよう、さまざまな介護サービスを組み合わせることでケアプランを作成し、そのプランに従ってサービスが提供できるよう事業者との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務のこと。
ケアマネジャー	ケアマネジメントを行う資格取得者「介護支援専門員」のこと。介護保険制度上、ケアプランの作成は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うこととされている。
ケアラー	高齢、身体上または精神上的の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。そのうち、18歳未満の子どもをケアラーのことをヤングケアラーといい、本来大人が担うと想定されている役割を負担することで、学業や個人の時間に影響を与えていることから支援が求められている。また、18歳から概ね30歳台までのケアラーのことを若者ケアラーといい、ケアを担うことにより、進学や就職、キャリア形成、結婚、出産などに大きな影響が出てくる可能性があり、若い世代特有の課題、支援を考える必要がある。
KDB	国保データベースの略称。なお、国保データベース（KDB）システムとは、国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、①「統計情報」、②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステムのこと。
軽度認定率	高齢者人口に占める要支援1～要介護2の認定を受けている人の割合のこと。

用語	解説
か行	
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。埼玉県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出している。
権利擁護	認知症高齢者等の判断能力が低下した人に対し、適切な権利の行使を支援することや権利侵害の予防や解消をすること。
後期高齢者	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の人のことを指す。
高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。国際連合では、この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と定義している。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。
国勢調査	ある時点における人口及び世帯等の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施するもの。国勢調査の結果は、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定、地方交付税交付金の配分等に利用されている。
さ行	
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が居住でき、自宅同様の自由度の高い暮らしを送りながらスタッフによる安否確認や生活相談サービスなどを受けられるバリアフリーの賃貸住宅のこと。
埼玉県高齢者支援計画	「介護保険法」に基づく介護保険事業支援計画、「老人福祉法」に基づく老人福祉計画及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく認知症施策推進計画として埼玉県が定める高齢者の総合計画であり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画。
作業療法士	心身に障害のある人が、日常生活や社会生活を再建できるように心身機能の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門職のこと。
サロン	地域交流を目的に設置される場所のこと。運営は主として、地域住民や社会福祉協議会、民生委員等で行われ、高齢者に特化するものを上尾市では「ふれあい・いきいきサロン」という。
歯科衛生士	歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として、人々の歯・口腔の健康づくりをサポートする専門職のこと。
事業対象者	基本チェックリストの回答で、生活機能の低下が見られると判断された人のこと。
市民後見人	自治体等の研修を受けるなどして、後見人として必要な知識と技術を身に付けた一般市民の中から家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。被後見人と同じ地域の住民という特長を生かし、市民の目線と立場で後見活動を行う。
市民コメント制度	市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集した上で、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度。

用語	解説
さ行	
社会福祉協議会	地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、活動団体、ボランティア等の協力のもと、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。
社会福祉士	身体的・精神的な障害などのため日常生活に支障がある人に関する相談に応じ、援助を行う専門職のこと。
若年性認知症	18歳から39歳までに発症した「若年期認知症」と40歳から64歳までに発症した「初老期認知症」の総称。
重層的支援体制整備事業	市町村における既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業のこと。
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）	高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅で、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅のこと。
重度認定率	高齢者人口に占める要介護3以上の認定を受けている人の割合のこと。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。
出張はつらつ教室	地域の通いの場等に専門職（理学療法士・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士など）を派遣する出張型の介護予防事業。1団体につき年度中1回まで無料で利用できる。
所得段階別加入割合補正後被保険者数	過去の実績等を勘案して算出した所得段階ごとの第1号被保険者数の見込みに、それぞれの所得段階の介護保険料額の基準額に対する割合を乗じて得た第1号被保険者数のこと。
シルバー人材センター	「生きがい就労」の理念により、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、知事の許可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。
スクリーニング検査	スクリーニングは「ふるい分け」の意味を持ち、症状の現れていない人に対して、病気を見つける目的で行う検査のこと。
生活支援コーディネーター	地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。「地域支え合い推進員」ともいう。
生活の質（QOL）	本計画においては、健康状態、経済状態、社会的環境、生活環境の客観的な評価のことを指す。
成年後見制度	精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度。法定後見制度と任意後見制度がある。
前期高齢者	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、65歳以上75歳未満の人のことを指す。
た行	
ダブルケア	子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。

用語	解説
た行	
団塊ジュニア世代	昭和 46～49（1971～1974）年に生まれた世代で、団塊の世代の子が多いとされている。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれ、日本の世代人口では団塊の世代に次ぐ規模。令和 17（2035）年以降、団塊ジュニア世代が前期高齢者になることから、本計画では、団塊の世代が後期高齢者になる令和 7（2025）年に加え、団塊ジュニア世代の全員が前期高齢者になる令和 22（2040）年についての中長期的な推計を掲載している。
団塊の世代	第二次大戦後、第一次ベビーブームの昭和 22～24（1947～1949）年に生まれた世代を指す。
単身高齢者	65 歳以上の一人で生活している人。本市では、家族と同居はしていても、家族の仕事等の都合で日中一人で生活している人も含む。
地域医療構想	「医療法」に基づいて、県が定める医療提供体制の確保に関する医療計画に含まれる構想。構想では、団塊世代が後期高齢者になる令和 7（2025）年の医療需要の急増を見通し、患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい医療サービスを受けられる体制を構築するため、地域における病床の機能の分化及び連携を進めるために必要な事項を定めている。
地域共生社会	地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のこと。
地域ケア会議	多職種の専門職の協働の下で、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。
地域支援事業	被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の 3 つがある。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的に日常生活圏域で提供される体制のこと。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省が提供する情報システムのこと。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつ、グラフ等を用いた見やすい形で提供される。
地域包括支援センター	地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設や組織のこと。
チームオレンジ	地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、認知症サポーターステップアップ講座を受講した人）を中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。

用語	解説
た行	
調整交付金	市町村ごとの介護保険財政の格差を調整するため、全国平均で介護給付費等の5%相当分を国が交付するもの。市町村ごとの高齢者人口における後期高齢者の割合と高齢者の所得状況により交付割合が変動するため、交付額が給付費等の5%に満たない場合がある。
調整交付金見込額	市町村ごとの高齢者人口における後期高齢者の割合と高齢者の所得状況に基づいて算出した調整交付金の交付見込額のこと。
低所得者	介護保険制度では、市町村民税非課税世帯の人を指す。
デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
特定施設	「介護保険法」に基づき、厚労省の定めた基準を満たしている施設のこと。有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等がある。
な行	
任意事業	地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施されるもの。実施主体は市町村。
認知症	アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態。
認知症ケアパス	認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していくなかで、その進行状況に合わせて、いつでもどのような医療・介護サービスを受ければよいのかといった、状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。
認知症高齢者日常生活自立度	認知症で見られる症状・行動に基づき、5段階に設定されており、介護保険の要介護認定を行う際の参考の一つとされているもの。 I：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 II：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 II a：家庭外で上記IIの状態が見られる。 II b：家庭内でも上記IIの状態が見られる。 III：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 III a：日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 III b：夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。 IV：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 M：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。
認知症サポーターステップアップ講座	認知症に関する理解をさらに深め、認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために自分にできることを考える場のこと。認知症サポーター養成講座を受講したことがある人が対象。

用語	解説
な行	
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチームのこと。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員のこと。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
は行	
P D C A サイクル	Plan-計画する、Do-実施する、Check-評価する、Action-改善するという4つの手法を用いるマネジメント手法のこと。
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のこと。
包括的支援事業	地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のこと。
保健師	保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導、その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事する専門職のこと。
保険者機能強化推進交付金	「介護保険法」等の改正により、平成30年度から高齢者の自立支援・重度化防止等に向け、保険者や都道府県の取組が実施されるよう制度化し、自治体への財政的インセンティブとして、客観的指標を設定し、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するために創設された交付金のこと。
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場のこと。
ま行	
マッチング	種類の異なったものを組み合わせることで、需要（ニーズ）に合った供給をすること。例えば、人材が足りない介護事業所のニーズ（どのような人が必要か）と働きたい人のニーズ（どのような介護事業所で働きたいか）を聞き取り、相互のニーズに合う組み合わせを行うことをいう。
看取り	近い将来、死が避けられないとされた人に対し、人生の最期まで尊厳のある生活を支援すること。
見守り協力員	高齢者や障害者、その他見守りが必要な人や世帯に対して、多様な方法で安否確認を含めた見守りを行うボランティアのこと。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。「児童委員」を兼ねている。
や行	
有料老人ホーム	高齢者が安心して生活できる環境が整った居住施設で、利用者が介護を必要とするかによって「介護付き」「住宅型」「自立型」のタイプに分かれ、それぞれの状況にあった食事の提供や日常生活の介助、家事、健康管理などのサービスが提供される。

用語	解説
や行	
予定保険料収納率	計画期間において賦課すべき介護保険料の総額に対して、実際に収納される介護保険料の見込額の割合のことで、過去の収納実績を勘案して決定する。
ら行	
理学療法士	身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他運動や、電気光線療法、マッサージ、水治療法等、その他の物理的手段を加える理学療法を用いて、機能障害や能力障害を改善する専門職のこと。
リハビリテーション	脳卒中等により失われた機能の回復を図り、社会復帰を目指す訓練のこと。介護保険サービスの「訪問リハビリテーション」は、理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して行い、「通所リハビリテーション」は介護老人保健施設や病院、診療所に通い行う。
レスパイト	息抜きや一時休止、休息という意味で、介護者の日々の疲れなどの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に事業所等で受け入れを行い、介護者の負担軽減を目指すレスパイトケアというサービスの利用方法がある。
レセプト	医療費の請求明細のことで、診療報酬明細書ともいう。保健医療機関や保険薬局が医療保険者に医療費を請求する際に提出するもの。介護保険では、介護給付費の請求明細のことで、介護レセプト（別名「介護給付費明細書」）といい、介護サービス事業所等が介護保険者に介護給付費を請求する際に提出する。
老人福祉事業	「老人福祉法」に基づき、老人居宅生活支援事業（老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業）及び老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）による事業のこと。
老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。
わ行	
わたしノート	高齢者が自身の医療・介護情報を家族や医療・介護関係者と共有するための手帳で、自身の情報を元気なうちから書き留めることで、緊急時や災害時などにもスムーズに医療や介護サービスを受けることができるようにするもの。

第9期上尾市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

発行者：上尾市

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

発行日：令和6年3月

企画編集：上尾市健康福祉部高齢介護課

電話番号 048-775-5111（代表）

ホームページ <https://www.city.ageo.lg.jp/>